

令和7年3月19日

介護サービス事業所 管理者 様

大牟田市保健福祉部福祉課
介護保険担当課長

令和6年度介護報酬改定における経過措置の終了に伴う
加算及び減算等の届出について

平素から本市の介護保険行政にご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。
令和6年度介護報酬改定における経過措置の終了に伴い、令和7年4月1日より、一部サービスにおいて「業務継続計画未策定減算」及び「身体拘束廃止未実施減算」が適用されます。届出が正しく行われず、または期日から遅れてしまう場合、「減算型」となるため、適切な措置を講じている事業所は確実に届出を提出してください。

また、運営基準省令上、介護サービス事業者は原則として重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表することが令和7年度より義務付けられております。未対応の事業所につきましては、速やかに対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 対象事業所

【業務継続計画未策定減算】

- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型：A2相当・A3緩和）（通所型：A7緩和）

【身体拘束廃止未実施減算】

- ・（介護予防）小規模多機能型居宅介護
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護
- ・（介護予防）認知症対応型共同生活介護（短期利用分）

※認知症対応型共同生活介護について、短期利用の届出をしていない事業所は提出不要です。

【高齢者虐待防止措置未実施減算】

- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型：A3緩和）（通所型：A7緩和）

2. 提出書類（大牟田市ホームページに掲載）

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙1）、体制等状況一覧表（別紙3）
- ・総合事業費算定に係る体制等に関する届出書、体制等状況一覧表

3. 提出期限 令和7年4月1日（火）

4. 提出方法

大牟田市ホームページに掲載している届出用 Logo フォームに入力してください。

Logo フォームが利用できない場合は、郵送または窓口持参してください。

提出先：〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地（大牟田市庁舎1階）

保健福祉部 福祉支援室福祉課 介護保険担当

5. 大牟田市ホームページ

- 地域密着型サービス

<https://www.city.omuta.lg.jp/kiji0034718/index.html>

- 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

<https://www.city.omuta.lg.jp/kiji0038222/index.html>

6. その他

居宅介護支援、介護予防支援について、令和7年4月1日より「業務継続計画未策定減算」が適用されます。届出の必要はありませんが、適切な措置を講じてください。